

平成29年第2回関川村議会定例会会議録（第1号）

○議事日程

平成29年6月8日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 一般質問
 - 第 5 報告第 4号 公益社団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
 - 第 6 報告第 5号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について
 - 第 7 議案第37号 関川村税条例の一部を改正する条例
 - 第 8 議案第38号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 第 9 議案第39号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第1号）
 - 第10 議案第40号 関川村社会福祉センター建設（建築本体）工事請負契約の締結について
 - 第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第12 発委案第1号 関川村議会の会期等に関する条例の制定について
 - 第13 発委案第2号 関川村会議規則の一部を改正する規則
 - 第14 議員派遣
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 4号 公益社団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第 6 報告第 5号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について
- 第 7 議案第37号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第38号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第39号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第40号 関川村社会福祉センター建設（建築本体）工事請負契約の締結について
- 第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12 発委案第1号 関川村議会の会期等に関する条例の制定について
- 第13 発委案第2号 関川村会議規則の一部を改正する規則

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君		
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原		修	君	
9番	伝		信	男	君	10番	平	田		広	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君		
副	村	長	佐	藤	忠	良	君	
教	育	長	佐	藤	修	一	君	
総	務	課	加	藤	善	彦	君	
税	務	会	田	村	久	美	子	君
住	民	福	中	東	正	子	君	
農	林	観	伊	藤		隆	君	
建	設	環	高	橋	賢	吉	君	
教	育	課	稲	家		誠	君	
総	務	課	野	本		誠	君	
住	民	福	伊	藤	和	義	君	
農	林	観	板	越	昌	生	君	
教	育	課	安	久	昭	男	君	

○事務局職員出席者

事	務	局	長	佐	藤	充	代
主			任	石	山	洋	介

午前10時00分 開 会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより平成29年第2回関川村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行にご協力をお願いいたします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、伊藤敏哉さん、3番、小澤 仁さんを指名します。

日程第2、会期の決定

○議長（近 良平君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程（案）及び議案の取り扱いについて報告をお願いします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（伝 信男君） おはようございます。

本定例会の会期の日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る5月29日、役場第2会議室において、平成29年第2回定例会の運営について、議員及び議長、議会事務局職員出席のもと、議会運営委員会を開催しました。その協議の結果について報告します。

最初に、会期については、本日6月8日から7月31日までの55日間とし、審議日程についてはお手元に配付の日割表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会期の決定後、諸般の報告、一般質問を行います。その後、各議案の上程を行います。

9日は各委員会を開催し、付託議案の審査を行います。10日から13日までは議案調整及び各委員長の事務整理日として休会とします。14日は、午後3時から本会議を開催し、各常任委員長か

ら委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。なお、追加議案が上程された場合は、当日審議し、即決とします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。

報告案件2件については、提案理由の説明を求め、質疑の後、報告を終わります。

議案第37号及び議案第38号は、条例の一部改正案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、討論、採決を行い、即決とします。

議案第39号は一般会計補正予算案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、産業建設常任委員会へ付託します。

議案第40号は契約案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、討論、採決を行い、即決とします。

諮問第1号は人事案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、討論、採決を行い、即決とします。

発委案第1号及び第2号は、議会の通年の会期制導入に関する条例の制定、議会会議規則の一部改正案件です。提出者の趣旨説明を求め、質疑の後、討論、採決を行い、即決とします。

次に、議員派遣について申し上げます。本定例会後に派遣が必要なものにつきましては、お手元に配付のとおり議長提案といたします。

次に、一般質問について申し上げます。一般質問の通告は5月25日正午で締め切り、6名の方が本定例会において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いします。

以上、報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から7月31日までの55日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から7月31日までの55日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成29年4月分の例月出納検査の結果報告書が提出されております。議員控室に保管されておりますのでごらんください。

本定例会までに受理した陳情書は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会招集挨拶について申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

本日、平成29年第2回村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変ご多用のところ、ご出席をいただきありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、村が出資している法人の経営状況報告2件、条例の一部改正案件2件、補正予算案件1件、工事請負契約案件1件、人権擁護委員の推薦案件1件、以上7件であります。

なお、わかぶな高原スキー場の用地につきまして、5年間の契約期間が6月13日で満了いたします。これにつきましては、地元地権者との協議を一昨年から営々進めてきておりますが、考え方に隔たりがありますために、今現在合意に至っておりません。平成29年度の当初予算には賃借料をこれまでの金額で計上をさせていただいておりますが、引き上げてほしいとのご意見があります。

引き上げて合意した場合には、予算の追加が必要でありまして、今回の補正予算に間に合いませんでした。したがって、確定し次第、一般会計補正予算を追加提案することになると考えられますので、その際にはご審議をいただきたいと思っております。

また、最終日の14日までに間に合わない場合には、合意後に本会議の開会をお願いしたいと思いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

それぞれ提案いたします議案につきましては、追って上程されました際に、詳細にご説明申し上げますので、慎重にご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、召集のご挨拶にさせていただきます。

○議長（近 良平君） 以上で村長の定例会招集挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名であります。発言を許します。

初めに3番、小澤 仁さん。

なお、村長にお願いしますが、答弁はできるだけコンパクトに短くお願いします。

○3番（小澤 仁君） おはようございます。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

このたび6月定例会においての一般質問、私は持続可能な地域社会に向けての取り組みというテーマで質問をさせていただきます。

2016年9月、第2次安倍改造内閣発足時の総理会見で改めて地方創生の推進という、いわゆるローカルアベノミクスが発信されています。まち・ひと・しごと創生本部決定の基本目標では、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。そのために国民が安心して働き、希望どおり結婚し、子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。人口減少、超高齢化という現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感でき、取り組みの延長線上にはない次への異なる大胆な政策を中長期的な視点から確実な結果が出るまで、断固として力強く実行していくとあります。

地方にとっては大変心強い方針であり、頼もしい限りではあるんですが、では、何をどうやってということになると、各自治体で考案していくということになろうかと思えます。

人口減少を少しでも緩やかにするためには、教育の取り組みが必要不可欠であると私は考えます。持続可能な社会づくりの観点から、村では切れ目のない支援としてさまざまな取り組みがなされています。

一昨年策定された地域福祉活動計画、「関川村ふくしやろでばプラン」の中にも関川村が好きで、関川村に誇りを持つという言葉がキーワードになっています。幼少期より村を知り、村のよさに触れ、地域を愛する心を育てることは重要かつ最優先課題であると考えます。

そこで、ふるさと関川を愛し、誇り、発展させる人づくりを基本理念とした関川村基本構想2017を掲げられております関川村の佐藤教育長に持続可能な地域社会の考えと教育構想の取り組みを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） おはようございます。

小澤 仁議員からのご質問にお答えします。

関川村が他市町村と合併せず、「小さくてもキラリと光る関川村」を目指し、自立の道を歩み始めて14年が経過しました。しかし、少子高齢化や若者の村外流出による人口減少が依然として続いています。

この関川村を持続可能な社会にするためには、雇用の拡大や産業振興はもちろんですが、次代を担う青少年のふるさとを愛し、誇りに思う心を育て、村を発展させる力を育成することが大事だと考えています。

そこで、教育委員会では関川村が持続可能な社会となるために、平成28年度からふるさと関川を愛し、誇り、発展させる人づくりを基本理念とした関川教育構想を策定しています。

お手元に配付させていただいたのは、今年度の関川教育構想です。

関川村には渡邊邸や越後米沢街道などの歴史的建造物や旧街道が残り、豊かな歴史や文化、人情、美しい自然があります。特に、中心にある国の重要文化財渡邊邸は、江戸時代に財政難に苦しんでいた米沢藩に融資し、大正時代は米坂線の誘致に尽力、昭和時代、終戦後には全国で唯一6・3・3制の実験校を誘致しています。

さらに、現在の関川診療所の前身である診療所を開設したりと、財をなしただけでなく、私財を投じて公共事業を推進し、地域の政治や文化など、社会の発展に大きく貢献してきた歴史を持っています。

このふるさと関川のよさを知り、発信したり、新たなよさをつくったりすることが持続可能な社会づくりの担い手を育む教育となり、ふるさと関川を愛し、誇る人づくりとなるものと確信しています。

一方、感動体験は人を成長させ、一人ではできないこともみんなで力を合わせればできるようになり、人や社会に役立つことが生きる喜びとなります。これは、教育の確信です。

この感動、協働、貢献の創出が自己有用感や生きる力を育み、村を発展させる力となります。

そのためには、学校、家庭、地域が協力してぬくもりと魅力ある挑戦の場を提供していくことが重要です。

ふるさと関川のよさを知ったり、体験したりすること、ぬくもりと魅力ある挑戦の場を提供していくことで、ふるさと関川を愛し、誇り、発展させる人づくりを進めてまいります。

具体的には、教育構想で4つの基本方針と14の目標及びその施策例を示しています。

基本方針の1つ目は、子供の生きる力を育むです。目標は、豊かな心と健やかな体の育成。2、確かな学力の育成。3、世界に誇る生活習慣の確立。4、一人一人のニーズに応える特別支援教育の推進。5、夢わくわくキャリア教育の推進。

基本方針の2つ目は、学校、地域の教育力を高めるです。目標は、1、教職員の指導力の向上。2、保小中地域連携の推進。3、教育環境の充実。

基本方針3つ目は、安心して学べる環境を整えるです。目標は、経済的支援の充実。2、教育相談の充実。3、支援のネットワーク化。

基本方針の4つ目は、地域に豊かな学びをつくるです。目標は、生涯学習、スポーツの充実。2、文化財施設の保存と活用。3、人材育成。以上です。

具体的な施策例は、お手元の関川教育構想2017をごらんいただきたいのですが、ここに記載されているものが全てではなく、また、長期的に展望して取り組むものも入っています。

その中で、3点だけ説明させていただきます。

1点目は、コミュニティスクールについてです。資料として、コミュニティスクールのイメージ

を配付させていただきました。今年度小・中学校に保護者や地域住民等の代表の方で組織する学校運営協議会を立ち上げ、両校はコミュニティスクールとしてスタートしました。今後一層地域の特色を生かし、地域とともに歩む学校づくりを推進します。

2点目は、保小中連携についてです。お手元にカラー刷りの資料が入っていると思いますが、保小中と教育委員会が連携し、昨年度末保小中連携プログラムを作製しました。今年度から保育園、学校、家庭が連携して、それぞれに計画的に取り組む活動を開始したところです。

3点目は、関川冒険王についてです。資料として、昨年の広報せきかわ7月号で掲載されたものを配付させていただきましたが、地域のよさを知り、体験する活動として、昨年度から関川冒険王という取り組みを開始しました。これは、最初にお話ししたとおり、関川村の魅力や資源を見直し、再発見することで、ふるさと関川を愛し、誇りに思う心を育てることを目的にしております。

この事業は、個人で取り組むものもありますが、保育園や小学校の行事あるいは公民館事業として取り組み、ポイントを重ね、冒険を目指すものです。

今後は、地域の協力も得てさらに充実したものにしていきたいと考えています。

以上、考えていることと取り組んでいることをご説明しました。

関川教育構想は、毎年見直し、よりよいものにしていきたいと思いますので、議員の皆さんからもぜひご意見をいただきたいと思います。以上です。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

関川教育構想が昨年この議会の場で紹介していただいたときに、本当に素晴らしいものだなという意見を述べさせていただき、私どもで協力できることは何でもやらせていただきたいですというお話をさせていただいたのも覚えております。

幾つかの提案をさせてください。

その提案に際して、ちょっと伺いたいんですけども、教育長は当然ご存じだと思うんですが、関川村の木、関川村の花、皆さんご存じですよ。議長ご存じですか。結構知らない人が多いんですね。隣の山形県の長井市で春マラソン大会が行われます。その長井市ではマラソン大会の参加賞あの、教育長、関川マラソンの参加賞って何ですか。（「Tシャツです」の声あり）素晴らしいシャツだと私も思いますけれども、長井市のマラソン大会の参加賞に長井市の花のユリの苗木を配るんです。そうすると、長井市のマラソン大会を運営しているのも市民ボランティアさんがされているそうです。そういう方たちにも苗木が行くわけですね。参加した市外の方たちも苗木をもらって帰って、長井市の花なのかなと。

今お聞きしたように、関川村の木、関川村の花、私は議長に伺ったら議長はご存じなかった。例えばそういったところから、子供たちに村を知ってもらう。さわってもらうというのも一つ大事な

ことなんじゃないかなというので、この1点ご提案をさせていただきたいというのが1つ。

それから、教育構想の中の1の(5)夢わくわくキャリア教育の推進、毎年いろいろなキャリアの方が村に入っていて、教育現場に出向いていただいて、いろいろな話をさせていただくというのがやられていますよね。教育長。例えば村内でもいろいろな知識を持っている方、いろいろな体験をされている方ってたくさんいると思うんですよ。そういった方たちと小学校、中学校をつないでいただいたキャリア教育というのは、本当に身近なものであって、具体的な話が聞けるんじゃないかなと思うんですね。

例えば昨年12月定例会に関川中学校の3年生が傍聴に来ていただきました。一度に入り切れないのでということで、分けて入るといったときに、議長の計らいで議席あいているところに座ってくださいと言って、生の本会議現場を体験していただいたと。議会からの提案で中学生が傍聴に来ていただいて本会議を体験していただいた後、我々議会が出前授業で中学校に出向きますので、話を聞かせていただけないかという申し入れをしたんですが、検討はしていただいたと思うんですけども、実現できなかったんですね。教育長。

でも、こういった相互間の連携って実はすごい体験になるんじゃないかなと思って考えているのが、実は今年の8月1日、2日、議長も一緒に同行し、ご存じかと思うんですけども、早稲田大学のゼミナールのマニフェストサミットという研修に参加させていただいたときに、ちょうど18歳選挙権というのがなった年だったものですから、三重県のほうで市議会のほうで選挙のシステムを地元の市内の高校生に実際に体験させることができた。

その直後の参議院選挙のその市の18歳から20歳までの有権者の投票率がもう98%だったと。そういった生の数字も出ていますので、ぜひこういったものもやっていただければなと私は今考えているんですが、その2点の提案についてお願いします。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 1点目、村の木、花について、それは非常に大事なことで思っています。子供たちが知ることによって愛着が湧いてきます。冒険王にも山座同定とか、樹木同定ということで、あの山は何ていう山、この木は何ていう木、あの花は何ていう花、そういったこともあわせて子供たちに関川村の木や花あるいは山、川、いろいろなことをしっかり伝えていくことが重要だと思っていますので、また帰りましたら、両校長にそういった活動をぜひ推進していってもらうように声がけしていきたいと思えます。

2点目については、キャリア教育についてですが、世界で、あるいは大きな都市で活躍している人の話を聞く、交流することも大事ですが、やっぱり身近なこの村で活躍している人の話を聞き、交流することが一つのモデルとなりますので、そういった機会を多くしたり、また、議会についても村の仕組み、議会の仕組み、そういったことが子供たちに身近に感じられるように学級活動の中

でどういった形で実現できるかわかりませんが、両校長と相談して、その可能性を探ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

質問のテーマであります持続可能な地域社会、こういったものを考えていったときに、大人になった私たちが大人の立場で考えるよりも、この村に生まれてこの村に育った子供たちにしっかりとした村の将来像を考えていただく。高校がない村ですから、高校生になったときから村外に出ます。そして、大学に進学するときには、もう8割、9割の方が県外に出ます。私は、人間が学ぶときに同じ場所で学ぶ以外に、外に出て体験してくるといのはとても大切なことだと思っているんですが、外に出た村の子供たちがまた村に戻って、村を何とかしたいという気持ちを養ってもらうには、やはり幼少教育というのが非常に大切になってくる。ひいてはそれが持続可能な地域社会の創生につながってくるというふうに私は考えて、今回このテーマを取り上げさせていただきました。

大変丁寧な資料、それから答弁いただいた教育長に感謝を申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 次に、9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。よろしくをお願いします。

私は、松平畜産団地の現状についてお聞きしたいと思います。

松平畜産団地は、村が畜産振興のために地元地権者から用地を借り上げ、肉用牛5戸、養豚2戸の畜産農家に貸与し、昭和57年にスタートし、現在は2戸の養豚業者が利用しておると聞いております。

さて、去る3月17日、産業建設常任委員会の現地視察で現状を見て、余りの荒れ方に驚かされました。畜舎は大量の畜ふんが山積みになっており、堆肥のストック用建物は、屋根が雪に押し潰されておりました。また、汚水処理施設は老朽化しており、機能しないように思われました。

このような状況では、今後悪臭の発生や害虫の発生、そして雨水による汚水の流出など、衛生面が心配されます。現に、汚水が流出しているとの話も聞いております。

このようなことから、松平畜産団地の環境改善に対応する早急に実施する必要があると思います。

そこで、現在村はどのように対応しているのか。また、今後この畜産団地をどのようにしていくのかをお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 松平の畜産団地の現状と今後についてのご質問いただきましたので、お答えをいたします。

まず、これまでの経過は、今伝議員がおっしゃったとおりであります。この畜産団地は、村の畜

産振興のために地元の所有者から用地をお借りいたしまして、国の補助を得て昭和57年、1982年でありますが、その3月に竣工した施設であります。

当時は、牛の飼育農家が6戸、養豚の農家が2戸でスタートをいたしました。牛の農家がいろいろな事情で順次撤退いたしまして、また、最近はその牛の飼育農家1戸が事業を中止いたしましたために、現在は養豚農家2戸となっております。

この最近牛の飼育を中止した農家が団地の隣接地に個人の堆肥舎を所有しております、2月中旬にこの堆肥舎の屋根が抜け落ちていることがわかりました。中に堆肥が入っておりましたので、雨水による汚水が流れ出るおそれがありますために、敏速に対応するように指導をいたしました。

しかしながら、実施しないために、その後再三指導をいたしましたところ、5月末までには何とかするとの回答をいただきました。

一部を片づけたものの、現在の時点では、根本的な対応には至っておりません。牛ふんが入っております牛舎や草地に置いてある牛ふんと合わせて対処するよう、引き続き指導を続けてまいります。

次に、今後この団地をどのようにしていくかのご質問についてであります。この畜産団地につきましては、村の畜産振興のためにも必要と考えております。

そのためには、第1に、地元の皆さんの理解が必要であります。また、団地を利用している畜主の考えをお聞きすることも重要だと思っております。

現在松平集落、畜主、村の三者によりまして懇談会の開催や毎月三者によります団地の巡回を行いまして、環境対策などにつきましても確認を行っておりますほか、におい対策といたしまして、実証試験も行っております。

今後もこれらを継続しながら、まず、信頼関係を築きながら、団地を継続していきたい。このように考えております。以上であります。

○議長（近 良平君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） ありがとうございます。

今現在牛ふんが蓄積されている牛舎に関して、前の持ち主に処理しろと、そういう形で指導していると。そういう話だったんですけれども、その指導はどのような形で指導しているのか。

また、その返事はどのような返事が返ってきているのか。これも相当年数がたっているような、経過しているような状態でしたので、本来であればもうそろそろ処理が終わっていなければならない、そういう状態であったのではないかなと私は思っております。

それから、これから松平の畜産団地は村としては、もう継続してやっていくんだと。そういう返事だったんですけれども、例えば継続をするためにはやっぱり利用する人がなければ継続できないと思うんですね。利用がまだ2戸の養豚業者が営んでいると。そういう現状で、あの広い土地をど

のような形で利用するのか。その辺考えているのであれば、お聞かせ願いたいなど、そういうふう
に思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 前段のご質問については、担当の課長に説明をさせます。

また、利用の状況につきまして、今後のことにつきましてもお答えをいたします。

現在まだお借りしている土地、十分に全体100%活用いたしているわけでもありません。そのよう
なことで、現在使用しております畜主の皆様方にもまたご相談申し上げたり、また、以前から使用
したいというふうな業者もおりまして、その業者のつながりもまだ村としては切れておりません。
その辺のところも地元の皆様方のご意向など、はっきりまた承ったり、相談したりしていかなけれ
ばならないと考えております。

前段のほう、担当課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 屋根が抜け落ちた堆肥舎でございますけれども、松平畜産団地、地元
からお借りした地域の隣接する場所に建てございまして、底地は民地、建物も個人の所有という
ふうなものになってございます。

それがここにもありますように、2月、冬でございましたけれども、2月に屋根が抜け落ちてい
るのが確認されましたので、直ちに本人に対応するように申し上げたところでございますけれども、
なかなか行動に移していただけない状況が続きましたので、役場にも何回か来ていただきまして、
最終的な話としましては、5月中にまでには手をつけて、何とかしたいという回答を得ることがで
きました。

そんな中で、またいろいろ見ておったわけでございますけれども、昨日も私現場のほう確認して
まいりました。屋根が抜け落ちた、屋根の部材につきましては、早い段階でちょっと片づけた形跡
はございましたし、きのう、昨日の朝の段階では牛ふんの運び出し作業に取りかかっている状況が
うかがえました。

そんなことで、まだ完全に中の堆肥が搬出されたという状況ではございませんけれども、なお早
急に対応するように指導してまいりたいと、こんなふうに思っております。以上であります。

○議長（近 良平君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） ありがとうございます。

今課長のほうからの説明では、早急にという話で、早急に処分しろと、そういうことで強く要請
していると、そういう話だったんですけれども、例えば廃業した農家が全部あの莫大な牛ふんを処
理するには相当のやっぱり経費かかると思うんですよね。最終的に、例えば村がただ言うだけでは
なくて、何かの形でやっぱりかかわらないとあの莫大な量の牛ふんは処分できないと思います。

そういうことで、その辺はちょっと村として考えているのかどうかお聞きしたいと思いますし、それから、村長の答弁で何とか今の畜産団地を有効利用して、何か次の業者も考えているという話も出ていますけれども、やっぱりあの畜産団地を維持していくためには、あそこを有効利用するためには、あそこでやっぱり業を営む人がどうしても必要になってくると思います。ただ借りてきれいにしておくだけでは何の意味もないと思いますので、できれば、何とかして今の2戸、業を営んでいる養豚業者、この方をお願いして、もうちょっと畜産団地の有効利用を考えていただきたいなど、そういうふうに思いますし、村としては、永遠にやっぱりあそこは活用していきたいと、そういうふうに考えておると思います。

そんな中で、何とかして有効利用するための措置を考えてもらいたいと思います。

それと、本当に私心配しているのは衛生面なんです。処理場も見せてもらったんですけども、もうほとんど機能していないような状態です。あの処理場については、今どういう形で維持管理しているのか。課長お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 先ほどのお話、村長もお答え申し上げましたように、定期的にそれは環境の巡回点検など含めておるところであります。

しかし、今伝議員が申されましたように、かなり古い設備でございますので、それも点検していかなければならない、そのように考えております。

この詳細なことにつきまして、担当課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 農林課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 具体的な定期点検につきましては、参事のほう詳しいので、そちらにお願いいたします。

○議長（近 良平君） 板越参事。

○農林観光課参事（板越昌生君） 農林課参事の板越です。よろしく申し上げます。

浄化槽の点検につきましては、毎月外部に委託しておりまして、保守点検をやっております。

見た目は確かに古いんですけども、運転は適切に管理しております。

ブローポンプも4台ありますけれども、年次計画を立てて交換しておりまして、ことし、昨年で交換は終わりました。

また、一昨年は屋根も交換いたしまして、適切な管理を常に心がけております。以上です。

○議長（近 良平君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） ありがとうございます。

とりあえず今いろいろ話を聞いて、ある程度村の姿勢は理解できました。

その中で、やっぱりせっかくああいうすばらしい団地があるんですから、今後やっぱり有効活用

するためにも、村が率先してあそこにかかわっていただきたいなど、そういうことをお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（近 良平君） 次に、6番、高橋忠夫さん。

○6番（高橋忠夫君） 6番、高橋忠夫です。よろしくお願ひいたします。

木質バイオマス発電事業計画並びに生活の三要素「衣食住」がありますが、その中の一つ、食についてそれぞれ質問をさせていただきます。

1点目は、3月定例会の本会議で木質バイオマス発電事業計画続行の可否判断時期を本年9月と定めることを求める決議案が議員発議で上程され、賛成6、反対3で可決されました。同事業計画については、関川むらづくり基本条例第12条から見れば、私は違反状態であると思っております。

にもかかわらず、村長は、新年度の施政方針で改めて推進の立場を示しておられます。決議に法的拘束力はありませんが、今後について、どのように判断されているのか。あわせて、事業資金の送金、工事の進捗等について現状をお伺ひいたします。

2点目は、生活の三要素「衣食住」であります。この中の一つでも欠けたら生活が成り立たないの言うまでもありませんが、今回はその一つ、食についてであります。以前から高齢者のいろいろな集まりの中で、村では総合食品店がなくなり、生鮮食料品が食べられない、生活必需品が買えない、どうにかしてくれとか、村に何とかお願ひできないかというような声が数多く寄せられております。

以前、いきなり私の顔を見て、「高橋さん、選挙のときおまえさんを応援したんだから、バイオマスもいいけれども、おらの話も聞いてくてんし」と言われました。これから5人でバスで坂町へ食材を買いに行くとの話でありました。

これからだんだん年をとっていくから、将来が不安で仕方がないと切なる願ひでもあり、現実を見たとき、喫緊の課題でもあり、危惧をしております。

生活弱者対策が必要不可欠の課題と考えますが、どのような対策を考えておられるのかお伺ひします。以上であります。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま高橋忠夫議員から2つのご質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、木質バイオマス事業の進展についてであります。このことにつきましては、朗報をまだ説明できなく、大変申しわけなく思っております。

これまでもご説明してまいりましたように、事業主体であります株式会社パワープラント関川におきましては、事業資金の調達と燃料木材の確保など、事業開始のために必要な手続を並行して進め、村もこれを支援してまいりました。しかしながら、資金の確保に難航いたしてございまして、

現在までに思うような進捗が見られない状況が続いております。

そのような中で、さきの3月定例議会におきまして、木質バイオマス発電事業計画続行の可否判断時期を本年9月と定めることを求める決議案が可決されたことにつきまして、村長として厳粛に受けとめているところであります。

一方で、木質バイオマス発電事業の検討を始めた、その目的は、これまでも申し上げてまいりましたように、1つは林業の活性化に伴います森林環境整備とその促進、2つ目は、継続的な雇用の創生などであります。本事業は、これら村にとっての利益につながる事業でありまして、ぜひとも実現いたしたいという考えに変わりはありません。

今現在は、実現に向けた作業を引き続き進めたいと考えております。

アメリカ国内で準備される事業資金につきましては、間もなくパワープラント関川に到着との説明をパワープラント関川から受けております。これまでも説明いたしてきたとおり、事業のリスクは最大限アメリカ側に求め、村を含む国内関係者のリスクは最小限にとめるとの考えから、アメリカからの資金以外に関係者が準備している資金源は、現在のところございません。

したがって、この資金が到着した後に着工されることになる、このように考えております。以上であります。

次に、買い物についてのご質問をいただきました。お答えをいたします。

具体的には、買い物弱者の問題だと思っておりますので、その観点でお答えをいたします。

経済産業省におきましては、食料品などの日常の買い物が困難な状況に置かれております、いわゆる買い物弱者が全国に700万人程度いるという推計結果を公表いたしております。村におきましても、高橋議員のご質問でご指摘ありますように、村内商店が地域から姿を消して、生鮮食品などを中心に、買い物に困っている村民もいることは承知をいたしております。

その対策についてであります。経産省が示しております買い物弱者応援マニュアルというものがございしますが、その中で、対策といたしまして、まず家まで商品を届けること。次に、近くに商店をつくること。また、家から出かけやすくするようなことなどが示されております。そのほかにも買い物代行や移動販売の利用などもあります。

全国の例では、地域で商店を運営したり、商店が廃業しないように、住民みんなで買い支えを行ったりしているというような例もございします。

村といたしましては、まず、基本に考えますことは、村内で買えるものはなるべく村内で買っていただきたいということでありまして、それは、若い人、高齢者、同じであると思っております。生鮮食品は難しい面もありますが、食料品や最寄り品につきましては、大抵のものが村内で購入できると考えております。

そのような基本的な考え方のもとに、村内にある商店を大事にしていかなければならないと思っ

ております。

しかしながら、一方では、買い物は必要なものが必要なだけ手元があればよいというものではございませんで、数多くの品物から選んで買うという楽しみもあります。同じ商品であれば、少しでも安いものを買いたいというのは当然の消費者の動向心理でもありますので、一定規模のスーパーに対する期待も理解できます。

その一方で、宅配サービスやネット販売などを組み合わせながら、商品を購入されている方も多いようでございます。

このように、買い物の仕方は多種多様でありまして、買い物弱者対策は大変難しい面があります。が、村として何ができるのか、何をすべきなのかを考えなければなりません。

次には、身近で買い物をできる環境についてであります。このような点につきましては、民間に委ねざるを得ない面が大きいわけでありますが、近年移動販売に取り組む業者も出てきておりまして、さらに利用しやすい仕組みづくりや品そろえといった点に期待をいたしているところであります。

次に、足の確保についてであります。交通手段であります。公共交通機関につきましては、先般3月議会の小澤 仁議員の一般質問の中でも触れておられましたが、バス路線の村内同一料金の検討をいたしているところであります。

制度的になかなか難しいということではありますが、ほかの自治体の事例を研究しながら、引き続き利便性の向上に向けて検討してまいります。

また、村内商店は点在しておりまして、利用促進の面では工夫が必要であります。デマンド型のタクシー運行あるいは地域ごとに自由に使える車両の導入などにつきましても、現実的に可能かどうか研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上であります。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） どうもありがとうございました。

それから、バイオマスについてなんですけれども、昨年の12月、私の一般質問に対しまして、貸付金の返済期間については、基本的には再度延長することはありませんと。万一国内あるいは米国の社会、経済情勢の大幅な変化や不可抗力などがあつた場合には改めて検討する必要があるとは思っておりますという回答でございましたんですけれども、今回延長するということであれば、理由は何なのか、いろいろ資金が集まらないというのものもあるんですが、はっきりしたその理由を教えてくださいなんですが。（「期限の延長言っていないと思うんですけれども。村長、期限の延長って言っていましたっけ。いやいや、返済期限を延長する理由と聞いたんですよね。今ね」「事情が延びていて、貸付金の期間ですか。契約期間が9月30日に迫っておりますよね」「もしそのとき延長するとしたら、その理由はということ」「ああそうです」「ということだそうで

す」「その9月30日まで返済されない場合、その期間の延長は」の声あり」

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） 皆さん方からいただいた決議の延長ということでしょうか。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） いや、決議もそうなんですけれども、貸し付け期間の契約延長というのはやられて、本年の9月30日ですか、満期になると思っているんですけれども、その再度延長はないと、12月の質問でお聞きしているんですけれども、その辺について。9月まだなっていないんですけれども、現状教えていただければ。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） その考えには変わりありません。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） その理由というのは、やっぱり入金がおくれているということの理由でいいんでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） おくれている理由は何かというご質問でありますけれども、先ほどにもお答えいたしましたように、米国からの資金提供者の入金がおくれている。それが大きな理由であります。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） 次に、パワープラントの第4期の報告書というのが出ているんですけれども、この中で、最新の確認では、6月上旬には前渡金が得られ、グリット接続の具体的な設計、準備を開始、同時に米国サイドから来日によって詳細を確定、その後直ちにプラントの設計や準備作業の開始を予定しているとありますが、きょうはもう8日なんですけれども、その上旬と、その金は得られているのか、お聞きします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） パワープラント関川の報告ということで、この後の議題にございますけれども、今議員が朗読されました、そのことを私どもも今期待をいたしているところであります。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） わかりました。

それから、経営等連携方策として、保守プロセス、東北電力で村上で開始されておりますが、申請はされていると思いますけれども、確認のためお聞きします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） その関係につきましては、総務課長に詳細説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 接続の関係、保守プロセスの関係ですけれども、これにつきましては、入札のほうに参加はさせていただきました。

結果については、まだ来ておりません。以上です。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） それでは、2点目の食についてお聞きします。

やはり、高齢者の話の中ではやっぱり小さくてもいいんだけど、やっぱり総合食品店があったらなというのが圧倒的な意見でありました。

例えばこういう話も出ていたんですけども、神林道の駅、それから山形県飯豊町のめざみの里とか、そういう話も結構数があって、関川の道の駅もそのぐらいできないのかというのを承りました。

私も現に神林の道の駅にたびたび行くんですけども、結構関川の人が買い物に行っているんですね。うちの家内ももう毎週そこが新鮮でいいとかと、毎週行っているようなこともあります。

それで、ゆ〜むの周辺も道の駅、再開発の考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 道の駅の再開発について、考えているのかというご質問であります。このことにつきましては、前回にもお話し申し上げましたように、道の駅に入場されているお客様の数から判断いたしますと、まだまだ経済的に地元から見れば余裕があるのでないかなと考えているところであります。

つまり、まだ道の駅で幾つか品物を販売しておりますけれども、その規模は全体を受けとめるまでのキャパシティはないと考えているところであります。したがって、今後商工会あるいは関係する組織団体ともご相談申し上げながら、あの場所や集まってくる皆さん方の経済を受けとめるに十分な、こちらの準備、それを考える必要があると、今のご相談を申し上げているところであります。

今ご質問にもありますように、今ある店では足りないという認識を持っております。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） 私もそう思っております、また、ある高齢者は「高橋さん、買い物は目で買うものだ」と。ある程度品数がないとやっぱりだめなんだと。これは、わがままですけれどもという話でもありましたけれども、「大体高橋さんが行ったって、その店行ったって目で買うでしょう」と。見て要らないものも買うし、必要な忘れてきたりとか、いろいろ言われて、やっぱり店つくるにしても、ある程度規模の品数の多いあれをどうにか考えてくれという話があるんですけども、その辺、第三セクター的考えで、村で支援するというあれはございませんでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今高橋議員がご指摘のように、お客様の購買心理から言えば、先ほどの答弁で私お答えいたしましたように、たくさんの商品から選ぶ、そういう楽しみとか、あるいは価格の比較とか、それも買う側にとってみれば重要な購買行動の一つだと考えております。

したがって、それを宛てがいぶちとか、そういうだけでは済まないということも私は理解をいたしておりますので、ご指摘いただきましてありがとうございます。

それを第三セクターでやってはどうかということでもありますけれども、それはなかなか第三セクターというわけにはいかないと思っております。隣の県とか、そういうところには第三セクターでやっている店舗もあるようではございますけれども、承れば、なかなか容易でないというようなご意見も担当からもお聞きしたことがございます。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） それでは、最後なんですけれども、昨年12月ごろ私ゆ〜むに行ったときに新発田市の出身だということで、大学生3人と話すことがあったんですけれども、それで、やっぱりゆ〜むの評判はすこぶるいいんですよ。ただ、食べる場所、例えばレストランがないとやっぱり批判がありました。せっかく来たのに何も食べられないと。

また、温泉施設が脇にあるので、こんなすばらしい環境はないんじゃないかと。やっぱりいろいろ話したら、「おじいちゃん、どんな仕事されているんですか」と言われまして、実はこういう者だということで、「いや、それじゃ特にそうじゃないですか」と。やっぱり総合的に判断して、道の駅の再開発というのは、非常に若い人から見ても必要じゃないかという意見をいただきました。

そういうことで、今後はぜひ再開発を進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまゆ〜む内でレストランとか食事ができる、そういう業者の提案ございました。そういうご意見は利用者の中からも出ております。

また一方では、あの場所が狭くて、なかなか休めないというようなご意見もありますし、また、食べ物、飲み物を持ち込んでもよいということで、逆に喜ばれているご意見もあるようでございますので、あの場所にレストラン、食堂を持っていったらどんなふうになるか、なかなか今のところ村長も判断しにくい状況でございます。ご理解ください。（「以上で終わります。ありがとうございます」の声あり）

○議長（近 良平君） 休憩します。25分まで。

午前11時09分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問、5番、鈴木万寿夫さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 5番の鈴木万寿夫です。よろしくお願いします。

村が出資している木質バイオマス発電事業についてご質問いたします。

この木質バイオマス発電事業は、事業性や環境影響評価に関して慎重な検討、検証の結果を村民に説明して、村民の理解のもとで始めなければなりません。しかしながら、村民に対するそれらの説明責任が果たされている状況ではない状態です。

本年度から改正FIT法の施行に伴い、事業の可能性や適切性を評価するための新たな認可基準が定められました。いまだに米国からの資金の入金はありませんが、仮に資金が入ったとしても、事業を始めるには国の認可を得なければなりません。

また、世界初の発電システムを採用する事業であり、失敗の確率も高いものであります。

そこで、この事業について3点質問します。

1点目、事業のかなめである米国製の新型高性能エンジンは完成して、その性能確認がなされているのか。

2点目、事業計画認定申請に電力会社との接続契約締結が必須要件となったが、接続契約に関して現状はどうなっているのか。

3点目、万一の場合、米国のHSSE社が補償するとのことだが、所望の性能が出ない場合、補償の具体的な内容は。以上3点をご質問します。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま鈴木万寿夫議員から木質バイオマス発電事業につきまして、3つの点についてご質問をいただきました。

1点目のエンジンについてであります。エンジンは、完成しているのかということでございますが、この事業で採用を予定しておりますエンジンの試作機につきましては、性能確認がなされておりました、今後資金が準備され、着工された上で製造するものと聞いております。

次に、2点目の事業計画の認定についてであります。議員の言われますとおり、本年4月から施行された改正FIT法ではこれまでの設備についての認定から事業計画についての認定へと変更されました。これに伴いまして、旧制度での認定を受けていた事業者は電力会社との接続契約を締結して、その旨を記載した事業計画を原則として、本年5月30日までに提出することとされております。例外といたしまして、電力会社による電源接続案件募集プロセス、これに参加している場合にはそれにより、接続契約を締結した日から6カ月以内に事業計画を提出することとされております。

この電源接続案件募集プロセスと申しますのは、接続先となります電力会社が所有する送電設備

の増強のために複数の接続希望者がその費用を共同で負担する仕組みであります。

当村上エリアでは昨年末から9カ月間ほどのスケジュールでこの取り組みが行われておりまして、当村における事業もこれに参加していることから、先ほど申し上げました例外に該当する状況となっております。

この電源接続案件募集プロセスにつきましては、工事費用の負担意思を示す書類を株式会社パワープラント関川から東北電力へ提出をいたしました。書類提出と同時に、保証金を支払う必要がありましたが、その締め切り日までに資金が確保されませんでしたので、支払うことができず、その結果、電源接続案件募集プロセスからはいわばおりた形になっております。

しかしながら、これによりまして、東北電力との接続の道が完全に途絶えるわけではないとの情報も伺っておりまして、まだ進行中であります電源接続案件募集プロセスが今後どう動いていくかを含めまして、情勢を見定めながら、東北電力との折衝を続けていきたいと考えております。

次に、3点目のご質問であります。このことにつきましては、基本的にはそのような状態が発生しないよう、メンテナンス体制の整備など、議論を進めているところであります。以上であります。

○議長（近 良平君） 補足を総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 今ほど村長のほうから接続の関係の現状を説明しまして、いわばおりた形ということで、ここでもう消えたような話をさせていただきましたが、現状はその後電力さんのほうからお話がありまして、資金の調達が可能であれば協議を行うということで、今はその協議中でございます。

この後資金が来ますと、その時点で入札のほうには参加という形になるかと思っておりますので、そういう経過が来ましたら、皆様方のほうにまたお知らせをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） ただいま村長のほうから性能確認はされていると聞いているということですが、誰が確認したのかということです。

そして、このパワープラント関川でこの米国製新型エンジンのスペックが本当に把握しているのかどうか。これがわからないことには、その事業の採算性や環境への影響、騒音、排熱、粉塵、近隣住民に及ぼす影響等の評価もできないものであります。

契約するまでそういった細かいところは公表しないというような話でありましたけれども、秘密や特許にかかわるところを知りたいわけではなくて、そうした高性能エンジンが本当に存在して、どんなものなのかを積極的にパワープラントとしても調査する必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） スターリングエンジンの存在が本当にあるのかというようなご質問でありますけれども、エンジン会社がそれを持って私どもの村へ来るというような、最初からのそういう話でありますので、当然それは現存していると私は思っておりますし、渡米して、その試作を見てきた永井社長の話もあります。また、昨年2016年の早い時期、1月ごろだったと思っておりますけれども、日本経済新聞に日本の、これは戦争のために使う潜水艦の搭載エンジン、その中にスターリング型のエンジンが4基持っている。搭載されている。そうりゅう型の潜水艦であります。そうりゅう型といいますのは、日本の自衛隊幾つかその型の潜水艦を持っておりまして、トン数で言えば、戦艦のトン数で軍艦のトン数で言えば2,900トン、約3,000トン、長さが80メートルぐらいの潜水艦に搭載されている。その記事が出ておりました。

また、最近5月の東洋経済という雑誌にもそのそうりゅう型の潜水艦にスターリング型のエンジンが搭載されている。非常に音が少なくて、相手に発見されにくいエンジンである、そういうようなことが記事に載っております。それも軍関係のものでありますので、以前私が申し上げましたように、当初はこのエンジンはアメリカの軍が秘密の中で持っていたエンジンと承っております。

それが一昨年の4月ごろに民間に解禁になった。そういう事情もありますので、日本の自衛艦である潜水艦にそれが何年も前から搭載されているのではないかと、私は推察しているところであります。以上であります。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 以前もそういった答弁をいただきましたけれども、今回使うエンジンの規模がもう全然違うもので、また、スターリングエンジンではないというようなことで、新型エンジンということなので、そういう、何かよくわからない実績のないものを使って本当にそれでその整備性だとか、連続稼働性みたいなものがもう全然わからない状況で、それを採用して本当にいいんだろうかという不安があるんですけれども、高価なものを買うのに現物も確認しないで契約ということは常識的には考えられないので、物が来てみたら、あれ話が違うんじゃないかというのでは遅いので、そうした不安は持っておられないでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） この事業の展開のことにつきましては、アメリカのそのエンジン会社も主体となって、その資金を持ってきて村に建設するということでもありますので、その運営会社は㈱パワープラント関川でありますけれども、それを持ってきて据えつけて、それを実際動かすという企業は、エンジン会社が主体となっているところでありますので、自分の製品を持ってきて、自分の発電工場でやるということでもありますので、そういうことを現時点では信頼いたしているところであります。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 2点目の質問なのですが、電源接続案件募集プロセスに応募したということですが、その結果はさっきちょっと言いましたけれども、聞きましたけれども、結果と負担金の額というのはどれぐらいになるものなのでしょうか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 電源接続案件募集プロセスにつきましては、5月26日が入札期限ということで、保証金の振り込みは5月26日、同日付でありました。これにつきましては、入札額の5%といたしましたかね。失礼しました。細かな点、うちの参事のほうで、野本参事のほうからひとつ話していただきます。（「ちょっと待ってください。入札額言っているんですか」の声あり）入札額じゃなくて、それに保証金が幾らなのか。（「何%がわかればわかるじゃないですか」の声あり）額は言わないので、何%まで。（「まだ入札継続しているんだし」の声あり）額は言いませんし、ただ、保証金の額が入札額に対して何%かかりますよと。そのパーセントだけ。（「パーセントだけね」の声あり）そこまでしかちょっと話はできません。聞いていた話は。（「入札は、もう開札が30日……」の声あり）そこは電力さんのほうからは正式には来ていないので、今先ほど申し上げましたとおり、開札の話じゃなくて、今協議中、PPSについては協議中だということで聞いております。

大変失礼しました。入札額の5%をこちらのほう、入札保証金として振り込むというのがルールでありましたけれども、それについては振り込んでいないという状況でございます。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 開札が5月30日と聞いているんですけども、もう金額わかるんじゃないでしょうか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 聞くところによりますと、これについては公表はしないというようなことになっていたみたいですので、私どものほうにもそういった結果は来てございません。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） じゃ、3点目の万一の場合の補償についてなのですが、そういう補償を明記した書面みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 現在の段階ではまだございません。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） そうしたら、これがうまくいかなかった場合に、何十億円という借金を抱えることになるんですけども、その辺のことは、やっぱり今から考えておく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） その事業全体というものではございませんが、実際計画が立てられる段階で、運営のほうを担当しますパワープラント関川がどういう面でリスク、そういうものを持っているかというのがわかる段階で、必要であれば、アメリカと運営会社がそういうものを取り交わす、それはあり得ると考えております。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） とにかく、そのエンジンが実際所望の出力が出なかったというようなとき、全体のシステム、いろいろな建屋から何か、そういうのがエンジンに限らず、それがただ残ってしまふ。その片づけをじゃどうするんだというようなことまでやっぱり考えておく必要があるんじゃないかと思うんですが、

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） その辺のところは、ご指摘のとおりでありますので、今後具体的にそれを詰めなければならない事項であろうと考えております。ご指摘ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） じゃ、もう1点お聞きしたいんですけども、エンジン性能は聞いているというようなことでしたので、環境への影響だとか、そういう村民に対する説明を早急にやる必要があるんじゃないかと思えますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 環境のことにつきましては、基本的なことについて当該設置する場所の西側の集落、それから東側の集落に2度ほど説明に伺ったことがございます。

そのときには、このような具体的なものではまだない時期でありました。しかしながら、これがまた具体化されてまいれば、また環境のことについてのことも私どもはその事業主体のほうから承って、住民の皆さん方に環境問題についてのご説明、これは必要であろうと考えております。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） やはり、この事業を進める前に、早い時期にそういう住民説明会というのはやっぱり必要だと思うんですが、なるべく早く実現するようにお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 次に2番、伊藤敏哉さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤敏哉でございます。

私のほうから3点質問させていただきます。

まず初めに、木質バイオマス発電事業の関連でございます。木質バイオマス発電事業、その後の米国側企業等の動きについてお伺いします。

木質バイオマス発電事業につきましては、3月定例会議において事業計画続行の可否判断時期を本年9月と定めることを求める決議案を賛成多数で決議したところであります。

当事業については、議会を初め村民の多くが今後の進展について大きな不安を抱えつつ注目しているところであります。

3月定例会議以降の当事業についての米国側企業の新たな動きや(株)パワープラント関川社、村当局の事業の進展に向けた新たな取り組みについてお伺いします。

なお、この質問につきましては、先ほどの高橋忠夫議員とほぼ重複いたしますので、村長のほうで準備いただいた原稿そのままでも結構ですし、もし重複部分が大きければ、パワープラント関川社あるいは村当局のほうで3月定例会以降何か情報の収集方法などで新たに力を入れて、入金に向けた動きをとったというような動きがありましたら、それでも結構でございますので、よろしくお願ひします。

2点目につきましては、村の周辺地域活性化についてでございます。

「村の周辺地域活性化について」と題して、平成27年12月定例会において周辺地域に地域窓口事務所（仮称）の設置を検討いただきたい旨の一般質問をいたしました。それに対しまして平田村長からご答弁をいただきました。「周辺地域の活性化に対する責務はますます重要になってきていると認識している。他の県内自治体に先駆けて育成・強化してきた村が誇る地域のコミュニティの活用・活性化がまずは重要。地域窓口事務所は単に役場の支所という役割だと、二重行政になることが懸念される。地域コミュニティ組織に相応の財政支援を行って、自発的な意見を求め、自主的に運営することが望ましい」との答弁をいただきました。

そこで、他の県内自治体に先駆けて育成・強化されてきた地域コミュニティの拠点として、各周辺地域に存在するふるさと会館、ふれあい自然の家、保育園等を位置づけ、コミュニティ組織の強化予算を用いて有人化、いわゆる管理する人あるいはそこに常に人がいるような体制を有人化と表現させていただきましたが、有人化する体制を整備していただきたいと考えます。

周辺地域のふるさと会館等の村有施設は、経年による老朽化も進み、施設内の物置としての利用がメインの施設も多くなっている現状と伺っております。

周辺地域住民の心のよりどころとなる有人体制の施設の実現について、村長のお考えをお伺いいたします。

3点目でございます。旧女川保育園等の利活用について。

村の周辺地域の活性化に関する一般質問に対する村長のご答弁の中に、旧女川保育園の利活用に取り組んでいきたい旨の答弁をいただき、期待をいたしておりました。一時保育所、子育て支援センターとしての活用のアイデアが出ているとのことでもございました。旧女川保育園を初め、他の周辺地域の閉園した保育園の利活用についての具体策についてお伺いいたします。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 3つのご質問をいただきました。順次ご説明申し上げます。

まず、木質バイオマス発電事業につきましてであります。先ほどの高橋議員、または鈴木議員に對しませうご答弁とダブることもあろうかと思ひますけれども、ご了承お願ひをいたします。

まず、この事業の取り組みに對して真剣にご検討いただき、皆様にご検討いただいておりますことを感謝を申し上げます。先ほどのご答弁でも申し上げましたように、木質バイオマス発電事業計画続行の可否判断時期を本年9月と定めることを求める決議案が可決されたことにつきまして、その意味を厳肅に受けとめているところであります。

事業主体であります株式会社パワープラント関川では、事業資金の調達と燃料木材の確保など、事業開始のために必要な諸手続も並行して進めて、村もこれを支援してまいりました。しかしながら、資金の確保に難航しておりまして、現在までに思ふような進捗が見られない状況が続いております。

そのような中で、さきの3月定例会議におきまして、先ほども申し上げました決議をいただききたところであります。

事業の着手には資金確保が不可欠であります。株式会社パワープラント関川と㈱FUGEN（以下、フゲンという。）を通じてアメリカ側に早期の送金要請を続けているところであります。現在得られております情報は、アメリカのファイナンサーはこの事業とその他幾つかの事業と合わせた複合大規模プロジェクトの1つとして位置づけておりまして、莫大な金額となる、このプロジェクトを単位として資金を準備しようとしているために、資金の確保に時間を要しているとのことであります。同時に、本事業をぜがひでも実現したいとの意欲もまた繰り返し相手側は主張してきております。

しかしながら、議会によりませう決議はもちろん、国内の情勢や木材市場の動向など、各種事業を鑑みれば、無期限に時間の余裕があるとはいえない状況でありますので、早期に送金を実行するよう、PPS並びにフゲンからアメリカのファイナンサーに對して強く要請をいたしているところであります。

一方、またご承知のように、昨年末にこのことにつきまして住民訴訟が提起されておりますが、お願ひしている弁護士と協議しながら、村としても対応しているところであります。

内容につきましては、裁判への影響もありますので、この場で説明申し上げることは差し控えさせていただきますと思ひますので、ご理解をいただきたいとお願ひを申し上げます。

次に、2番目のご質問、村の周辺地域活性化についてでございます。現在全国的に、特に西日本を中心といたしまして小規模多機能自治、この取り組みが行われております。小規模多機能自治と

は、小規模ではありますが、さまざまな機能を持った住民自治の仕組みであります。地域住民がみずから考え、実践、実行するという地域づくりということでございます。

村では昨年度は2回ほど学習会を開催いたしまして、9つの地区のコミュニティの会長や役員の皆様方などに小規模多機能自治の考え方について研修していただいたところであります。

また、村では島根県雲南市などが発起人となっております、その組織化されました小規模多機能自治体ネットワークに加入いたしまして、情報収集を行っているところであります。

さらに、今年度は2つの地区、コミュニティで住民アンケート調査を行うことになりまして、結果集計後、地域の課題を見詰めてもらった上で、その解決に向けて検討することにいたしております。

ご質問であります、この小規模多機能自治の考え方が議員の提案されておりますことにつながるのではないかと考えております。

地域の課題を見出しながら、その課題解決のために有人の施設が必要であるというのであれば、そういった体制を整えていくということでもあります。

村といたしましては、心のよりどころという考え方も十分理解はできますが、まず、有人の施設ありき、これを先行するというよりもどういった課題を抱えているのか、もう少し議論を進めていただきたいと考えております。

これからの人口減少や村の財源が年々減少することが確実であります状況を踏まえ、現状の行政サービスを維持できるのかという心配もあります中で、それぞれの地域の課題やみずから解決するという考え方は、大変重要なことでもあります。

そのためにも村といたしましては、各コミュニティにおいて大いに議論していただきまして、村がどこまで直接的に経費負担をすべきか。あるいはできるかというようなことを真剣に検討する必要がありますので、その仕組みづくりを一緒になって取り組みたいと考えております。

3点目の旧女川保育園の利活用についてお答えをいたします。

閉園した保育園で現在ある施設といたしましては、ご指摘の女川保育園、またはそのほかに七ヶ谷保育園、上関保育園があります。そのうち、七ヶ谷保育園は、倉庫のように利用しておりますが、老朽化も甚だしくて、ほかの使い道は考えにくい状況にあります。上関保育園は、さくら工房として活用しております、これも別な利用方法は考えにくい状況にあります。

女川保育園であります、昭和46年に建築された木造の保育園でありまして、平成27年3月の閉園まで随時修繕しながら使用してまいりましたので、利用方法によってはまだ使えると考えられます。

しかしながら、やはり建築から相当年経過しているために、老朽施設であるといったことを前提に考えていく必要がございます。

そのような状況であります。遊休施設の有効活用という視点から、利用方法についてのアイデアを広く募集することにいたしました。具体的には、ホームページや新聞などで周知いたしまして、まずは利用方法、使い方のアイデアを募集いたしまして、審査、検討の上利用したいという方を公募いたしたいと思っております。少し時間はかかりますが、こういった手続を踏まえまして、施設の有効活用を図っていきたいと考えております。

また、ご指摘の保育園のほかにも遊休施設が幾つかあります。老朽化に伴いまして、解体や撤去しなければならないものは、財源確保が難しいのでありますけれども、その方向に向かわざるを得ないと考えております。

まだ利用できる施設にありましては、どういった利用の方法があるか、あるいは適当か検討したいと考えております。ご理解くださいますようお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 休憩します。13時まで。

午後0時04分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。それでは、伊藤さんの再質問から。伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 午前中はご答弁をいただきありがとうございました。

まず、1点目の木質バイオマス発電事業の関係のご答弁に対してでございますけれども、早期実現の働きかけを引き続き行っておられるというご説明でございました。これまでも何回か高い確度で入金があったというようなご説明をいただいてまいりましたけれども、いまだ実現していないわけでありまして、さらに、(株)パワープラント関川社へのご指導あるいは村が直接その情報収集の強化といたしますか、パイプはお持ちなんでしょうけれども、やはり一旦入金になるよというふうな情報が実は時期になったらただめだったということが繰り返されてきたわけですので、やはりその情報源というのが確実なものにするというのと、本当にアメリカで何が起きているのか。その辺の情報収集をさらに努めていただきまして、我々議会も通年議会を採用したわけですので、新たな情報が入りましたら、すぐ教えていただきたいということで、木質バイオマスについては以上とさせていただきます。

2つ目の村の周辺地域活性化についてでございますが、西日本が先進地である小規模多機能自治体に関連したお話ございました。その中で、やはり島根の雲南市のお話もございましたし、そのネットワークに関川村も加入しているというお話でございました。私も島根の関連の方の講演を何回かお聞きしまして、やはり向こうはこちらに比べて早くそういう危機的な状況が発生したんだと思いますけれども、非常に取り組みが早くて、今小さな自治体でも人口減少がストップしたり、あるいは

は自治体によっては流入のほうが多くなっているというお話も聞いたことがございますので、ぜひともそのネットワーク加入のメリットを関川村で生かされるように、職員の体制をさらに村長のリーダーシップでお願いしたいと思います。

そのご答弁の中での2つのアンケートを、私聞き漏らしたんですけども、このアンケート、コミュニティに対する村内でのアンケートは、実施したものでしょうか、それとも今後やる予定なのか。その点についてお聞きいたします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 先ほど村長のほうからお話ありましたコミュニティの住民アンケートについては、今後行うということでございまして、地域的には七ヶ谷地区と霧出の2カ所、このコミュニティ2カ所について全住民を対象にアンケートを行うということでございます。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

それでは、これからアンケート実施されるということでございますが、そのアンケートの内容がどのような内容になるのか、その今詰めていらっしゃるところなのか。私今ちょっと理解といたしますか、お話初めて聞いたものですからあれなんですけど、その中で、村長も先ほど必要ならば私がご提案した有人化、人が常駐している施設も考えられると。選択肢の一つであるというふうなお話をいただきました。もしそのアンケートの中に、そういう項目、地域の拠点となるような施設が欲しい、あるいはそこに常駐あるいは週に何日かというような方法もあるでしょうし、午前あるいは午後単位である方法もあるかと思えます。皆さんも想像していただければ、多分人気のない施設を利用するときの我々の気持ちと、それからやはり常に誰かがいると。いてくれるということで、施設の管理、窓をあけたりとか内部を掃除したりとか、外周の管理というんですか、草取りとか、本当になかなか言葉ではうまく言えないんですけども、やはり人気がある施設というのは、住民にとっても育てていくという言い方が当てはまるかどうかあれですけども、有効に活用していきたい。こういうこともしてもらいたいなというようなアイデアも出てくるのではないかなという気がしております。

それで、当局のほうでも全村同時期にそういう施策をスタートするのは、やはり予算面もあると思えますので、非常に負担も大きいかもしれませんが、やはりどこか、このモデル地区のようなものを選定していただいて、もしこの有人化というものが村民、地元の地域の人たちにどんな目に見える形あるいは精神的にやってもらってよかったというようなことになるかもわかりませんし、ぜひとも検討いただきたいと思えます。

まず、アンケートに入れていただきたいという、私のお願いと、それから、モデル地区というようなことで、まずはスタートしてもらいたいというような気持ちがございます。

私も実はこの有人化というのは、地元の私の女川地域の方から意見を聞いたものでございまして、どのぐらいそういう気持ちの方が今いらっしゃるのかわかりませんが、やはり活性化地域を少しでも元気になる方策であれば、限られた予算の中で可能性のあるところからまず動き出せば、住民も地元のことも考えてくれているんだなという意識にもなるでしょうし、いろいろなまたそれがきっかけにアイデアが出てくるのではないかなという期待もございまして。

この辺について、もう一度村長のほうから一つの選択肢であると先ほどご答弁いただきましたけれども、アンケートの実施の、どのような中身といいますか、どのようなことを聞いてみたいとか、あるいは有人化をするについてのご自分のまずハードルとなるようなものはこんなものがあるよとかでもいいですし、率直なお考えをもう一度いただければありがたいと思います。以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまのご提案を生かしながら、担当のほうで趣旨に、今伊藤議員がおっしゃった趣旨を踏まえた盛り込みをして生かしたいと考えております。ありがとうございました。

また、地域の常勤ということは、過去においてこの村内に例が1件ございます。それは、コミュニティとしてか、あるいは一つの集落としてかわかりませんでしたけれども、下関の集落で一時区長様が就業センターに1年ぐらい常勤したことがあるんです。それは、ご本人の都合なのか、あるいは地域の住民の皆さん方のご要望なのかかわかりませんが、そういうのが一回ありました。その手当がどんなふうになっているか、これは村と関係ありませんでしたので、わかりませんが、そういう例はありました。

また、近隣の市では、議員もご指摘のように、現在村上市内でかつての町村単位で協議会が最近盛り上がってきておりまして、そういう情報も新聞などで拝見いたしております。その中でも、私は直接は聞いておりませんが、小規模多機能的な考え方をもちながらやっている協議会もあるかもしれませんので、今ご指摘のネットワークなどを通じまして、その動きも勉強させていただきたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございました。

今ほど下関集落で以前区長さんがというご説明いただきました。それで、やはり実際にやる段階になりますと、やはり一番問題になるのがその人選であろうかと思っております。それで、私なりに考えてみましたのは、例えばコミュニティ会長の経験者で、今は会長職を退いていますけれども、例えば人望があり、集落とか地域からいろいろ相談を受けるといふか、そういうような方々もやはり各地域にはいらっしゃるんじゃないかという気がしておりますし、人選は難しいとは思いますが、そういうコミュニティに携わったことのある方であれば、コミュニティの中身も知っているわけですし、コミュニティの発展強化に尽くしていただける方は必ずどの地域にもいらっしゃるんじ

やないかなという気がしております。

また、このことを例えば実施に移した場合、私なりにどんなようなじゃ仕事があるのだろうか。役場の窓口ということではなく、コミュニティの事務局的な役割をしていただくということを前提には考えているんですけれども、多分最初は村に対する要望の窓口とか、そういうのが多くなるんじゃないかなというような気もしております。

また、時間に余裕のある高齢者の方がおもしろ半分で訪問して、話し相手になっていただくとか、そういうこともあるでしょうし、あるいは地域の活動しているグループ、いろいろな愛好会とか、いろいろなグループがありますが、そういう常駐している方がるのであれば、頻りに集まりをしたいねとか、そういうことも考えられると思います。先ほど申し上げました、あと施設の管理ですとか、そういう部分の仕事もしてもらうことも考えられると思います。

そういうようなことで、周辺地域も当時から見ると前の一般質問のときにも申し上げましたが村の公的な施設あるいは農協ですとか、いろいろな施設がなくなってきておまして、やはりそれを余り口に出して言う住民はいないと思いますけれども、かなり寂しさあるいは活性化という部分では後退してきていると思われまので、村当局からも最後、もう一回村長にその周辺地域の活性化についての重要性はお持ちだと思いますけれども、なおいま一度お考えをお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまのご意見ごもっともでございますけれども、今ご提案のように、住民が行政に対する要望の窓口というふうなご提案もありましたけれども、今周辺の自治体で、合併したところの自治体で支所の機能にいろいろ今検討、それでいいのかとか、検討されている例がございます。

なかなか住民の要求が、要望が支所では伝えられにくいとか、そういう面がありますので、村の出先の常駐というふうなことになりますと、今私がお話し申し上げましたマイナス面も出てくるのではないかなと考えております。

したがいまして、いろいろな機能を要求、お願いすることにはなりますけれども、その中身自体もこれから相談していかなければなりませんし、住民の中にそういうニーズがないところへ配置しても、なかなかそれができない。そんなことで、アンケートというものを考えているところでありますので、またいずれご指導賜りたいとお願い申し上げます。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

それでは、そのアンケート、非常に有意義なものになろうかと思いますし、ぜひとも有効な結果といえますか、やはり「どんな方法がありますか」という聞き方をしますと、なかなか答えが難し

いと思いますけれども、「こんな方法はどうでしょうか」というようなことも可能であれば、そのアンケートにうたっていただければ、むしろああそういう方法もあるのか、じゃこれに丸つけようとか、ある程度誘導的な設問も設けていただきまして、何とか各地域のそういう施設を有効活用して、そしてまた、コミュニティがこれまで育成してきたコミュニティがさらに次のステージに行くための足がかりにもなると思いますし、村長も以前予算も強化するよというお話もいただいておりますので、ぜひとも有意義なアンケートになりますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 一般質問を行いたいと思いますので、副議長と交代します。

しばらく休憩します。

午後 1 時 1 8 分 休 憩

午後 1 時 1 8 分 再 開

○副議長（平田 広君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長にかわり、議長近 良平さんの一般質問が終了するまで議長の職務を務めさせていただきます。

それでは、一般質問を行います。1 番、近 良平さん。

○1 番（近 良平君） 1 番、近です。

部落差別解消法の制定に伴う村の施策についてお伺いします。

部落解放同盟新潟県連合会からの要望が村に届いていると思います。その要望の趣旨は、解消法の趣旨に沿って、村内での施策を進めてもらいたいということだと私は考えています。

関川村の場合、今までも新潟県の大会を開催したり、例年の会合には職員を派遣したり、村での会合には村長が先頭になって参加し、懇親を深めたりと、比較的順調に対応しているというのが私の印象です。

私自身も参加依頼があれば、進んで出かけ、認識を深めようと考えています。

現時点において、村で行われている差別解消事業の概要をお教えいただき、また、法制度が新たになったことにより、今まで以上の充実が期待されますが、具体的にどのような施策を実行されるおつもりなのかお聞かせください。

また、教育の現場ではどのような対応をしているのかお教えてください。以上です。

○副議長（平田 広君） 村長。

○村長（平田大六君） 部落差別解消法の制定に伴う村の施策についてということでご質問いただきました。近 良平議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1 点目であります、差別解消事業の現時点の概要についてであります。村では毎年人権

同和教育講演会を実施いたしております。部落解放同盟新潟県連合会から講師を紹介いただきまして、職員研修講座あるいは教職員の研修等を兼ねて実施しておりますし、この研修には村民の皆さんのほかにも村外からも、村上市などの村外からも広く呼びかけて開催をいたしているところでもあります。

また、村内の同和地区のいろいろな会合には村長初め村の幹部などが多数出席いたしまして、地区の現状把握に努めていることにつきましては、今ほど議員がご指摘のとおりであります。

職員研修といたしましては、先ほどの講演会のほかに、人権同和センターが開催しております人権・同和教育啓発推進講座「越佐（えっさ）にんげん学校」というのがありまして、ここへも派遣をいたしております。

また、一昨年は、議員もご承知のように、平成27年10月3日、県内の村での開催は初めてと承っております、部落解放新潟県研究集会が関川村で開催されました。県内から800名余りの参加者がありました。村内からは、議員の皆様方を初めといたしまして、村の職員、集落の区長や商工会などの村内団体からもたくさんの参加をいただき、人権問題・部落問題に対する新しい理解と認識を深めることができました。

次に、2点目のご質問であります。通称部落差別解消推進法、この法律の施行に伴いまして、今後の具体的な施策についての質問でございます。

昨年12月9日に参議院本会議で部落差別の解消の推進に関する法律、これが成立いたしまして、16日に施行されました。この法律では部落差別の解消を推進しながら、もって部落差別のない社会を実現するために基本理念を定めて、国や地方公共団体の責務を明らかにすること、それと、相談体制の充実などを図ることを目的といたしております。

村といたしましては、第1に、部落差別解消推進法の趣旨を村民の皆さんに周知して理解していただくことが重要であります。また、今年度、平成29年度であります、人権に関する意識調査を再び実施することにいたしております。これまでの村の人権・同和政策に対する村民の意識や実態を調査いたしまして、この分析を進めて、現在あります村の人権教育、啓発推進計画の見直しを進めようというものであります。

相談体制の充実につきましては、現在行われております人権擁護委員によりまして、人権相談所の状況などを調査いたしまして、人権相談員設置などを検討してまいりたいと考えております。

今後も差別のない人権が尊重される社会の実現に向けまして、鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力賜りますようお願いをいたします。

○副議長（平田 広君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） ではお願いします。教育委員会の立場で3点についてご説明します。

最初に、関川村人権教育啓発推進計画についてご説明します。

本村には関川村人権教育啓発推進計画が作成されており、この計画は2012年度から5年間計画とし、5年ごとに意識調査を行い、計画を見直すこととなっています。この計画には、人権教育・同和教育の基本施策として、次の3つがうたわれています。

1つ目は、小・中学校の年間指導計画の作成です。教科領域、道徳の時間、学級経営、生徒指導等、学校教育全体で人権教育・同和教育を推進しています。

2つ目は、職員研修の推進です。小・中学校とも同和教育公開授業を実施し、互いに研さんを深めています。

また、小・中学校の教職員で組織する関川村教育研究協議会で現地研修会や人権教育・同和教育全体研修会を毎年実施するとともに、郡市の教育研究協議会の人権教育・同和教育の全体研修に参加しています。

3つ目は、かかわる同和教育の推進です。かかわる同和教育が大切と言われておりますが、さまざまな課題を背負わされている児童生徒やその保護者と深くかかわり、児童生徒や保護者の思いをしっかりと受けとめ、一緒に解決していけるよう取り組んでいます。

次に、児童生徒支援加配教員の配置について説明します。

県教育委員会は、学習指導、生徒指導及び進路指導上、特別な支援が必要な児童生徒が在籍する学校に教員を加配し、関川中学校に1名配置されています。主な業務は、不登校や問題行動を起こす児童生徒に対する個別指導、学習進度の遅い児童生徒への補充指導、進学・就職等の支援などです。

最後に、雑学講座について説明します。人権啓発活動の一環として、平成15年、2003年から識字学級、いわゆるこちらでは雑学講座と呼んでおりますが、月1回程度開催しています。小・中学校と教育課の職員が講師を務め、書道教室、パソコン教室、工作等、多岐にわたる講座を実施しています。

この講座の企画や意見交換及び懇親会には、村長初め村の幹部や地元集落の区長が参加するなど、交流の場としても有意義な場となっています。

今後も村や学校と連携しながら、教育と啓発に努めてまいります。以上です。

○副議長（平田 広君） 1番、近さん。

○1番（近 良平君） 私の認識からするとほぼ十分な対策でないかなとは思っているんですけども、見る人が見ればそうじゃないのかなという、ちょっと心配な面もありますけれども、これに対して村の行政のほうとしては、担当する職員というのは、これ何人くらいでかかわっていますか。

○副議長（平田 広君） 村長。

○村長（平田大六君） 担当の職員は1人であります。

それから、そのほかに、さっき教育長が今ほど申し上げましたように、学校には加配という、そ

のことで職員が何人かおられます。教員が。

○副議長（平田 広君） 近さん。

○1番（近 良平君） 例えば人権意識調査やるとおっしゃったように、また、その講座も何回かありました。その一人で大丈夫なんでしょうか。せっかく班あるんだから、何人かで集団で見る体制はつくっていないんですか。

○副議長（平田 広君） 村長。

○村長（平田大六君） 総務課長に詳細説明させます。

○副議長（平田 広君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 担当職員の配置ということでございますけれども、実際窓口となるのは広報担当の前田というのが担当しております。

ただ、実際に仕事として動くときになりますと、私どものところ総務班がございますので、総務班が班長を筆頭に動きますし、必要であれば、執行部の村長、そして副村長、教育長、そして総務課長も動きますし、教育課のほうでは課長を先頭にして、参事も含めて今動いているというような状況で、それぞれのケースによって動くということで、窓口は一本にしますけれども、実際の活動については、それぞれ皆さん方協力してやるというような体制でやらせていただいております。

○副議長（平田 広君） 近さん。

○1番（近 良平君） 大変いいと思います。やっぱり多くの職員にかかわってもらうことによって、職員の意識自体も変わっていくし、それによってそういう問題の解決が近づくのではないかなと認識しております。

最後に、じゃ一般論ですけども、村長と教育長にお聞きしたのは、よく「寝た子を起こすな論」がありますが、これについてどう思うか。私ははっきり言って寝た子は起こして教育しますよと。そう私は思っていますが、よその市町村というか、議員とやると、そっちが強いですよね。今ほとんどそういうことないのに、何で今さらやるんだと。私はやっぱり違うと思うんですね。

人生の要所要所の節目節目で出てくる、こういう差別問題に関しては、やっぱりきちんとその前に対応しておかなきゃならないんじゃないかなと思います。そのあたりに関しては、村長と教育長はどう認識しているかお願いします。

○副議長（平田 広君） 村長。

○村長（平田大六君） 今議員がご指摘いただきました「寝た子を起こすな」理論というのは、私どもは今行政としてはそれとは逆な方向で活動を続けております。差別は現在あるんだ。その差別をなくすためにという、その2つのことでありまして、それは「寝た子を起こすな」という理論のまた正反対の取り組みだと思っております。

私どもの村には、部落解放同盟新潟県連合会の関川高田支部という支部がございます。先ほど

議員ご指摘のように、時々その人たちの会合に行ったり、また、要望も承っております。

要望の中身は、補助金のこと、あるいは住んでいる環境整備のこと、インフラもあります。除雪体制とか、また国土交通省の管理している川もありますし、住民の中に川に接触している部分もありまして、その環境整備とか、そういう要望、また、研修会の要望とか、そういうものを毎年要望を承っております、その実現に向けて努力をしているところであります。

教育長のほうにもありましたら、お答えください。

○副議長（平田 広君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 差別に似た言葉に、学校ではいじめという問題がありますが、差別もいじめもどの学校でも起こり得るものとして、今受けとめております。差別、いじめに正対して見逃さない、見過ごさない、許さないということで、取り組んでおりますので、「寝た子を起こすな」ということではないというふうに考えております。

○副議長（平田 広君） 近さん。

○1番（近 良平君） 大変前向きなお話をいただいたと思っています。

私も高田支部の旗開きにはお招きいただきますので行きますけれども、毎年楽しみにさせて出させてもらっています。幸い、本当にうちには高田支部の皆さんが言っていたし、ああいうふうな支部をきちんと整備してくれることによって、きちんとした対応ができていくなというのが私の思いであります。

ぜひこれからも施策を進めていくに当たっては、県の協会なり、高田支部の皆さんと意見交換をしながら、十分に対応してもらいたいと思います。

また、何かありましたら、議会のほうにも案内いただいて、議員が全員で参加できるような、そんな案内をお願いしたいなと思います。この要望をして終わります。ありがとうございました。

○副議長（平田 広君） 議長、近 良平さんの一般質問が終わりましたので、議長と交代します。

しばらく休憩します。

午後1時35分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで一般質問を終わります。

日程第5、報告第4号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

○議長（近 良平君） 日程第5、報告第4号 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について議題とします。

村長の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 報告第4号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況の報告についてであります。

地方自治法第221条によりまして、資本金などの2分の1以上を出資している公益法人・株式会社・有限会社につきまして、その経営状況を議会に報告することになっております。例年のとおり、関川村自然環境管理公社から関係書類が村長宛てに提出されましたので、その関係書類をもってご報告するものであります。

既に理事会と評議員会などで承認されておまして、比較的良好な決算内容であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（近 良平君） これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 私ども議員のほうに事前に決算報告書、それから事業計画書並びに予算書をいただいております。今ほど村長から比較的良好な決算内容であったということで、その経営に敬意を表するものでございます。

1点、個別の質問ではないんですけども、やはり事業計画書等を見せていただきますと、公益会計、収益会計合わせまして約1億7,000万円の大きな規模であります。当然事業も多岐にわたっておりますし、職員、正職員あるいは臨時職員あるいはパートの方、それぞれたくさんいらっしゃると思いますけれども、やはり組織が大きくなればなるほど末端といいますか、その職員の方々あるいはパートの方々の意見といいますか、待遇に関するものもございましてしょうし、直接は観光客の方と接するのもその方々であります。ですので、お客様からの要望とか、いろいろな多岐にわたる要望、意見、それからこのようなところを改善してもらいたいというような意見もあろうかと思っております。

それで、大きな組織、ゆ〜むですとか、本庁舎であれば、比較的確な命令系統になっていて、下からの意見といいますか、そういうものも吸い上げていただいているんだと思いますけれども、特に現場のいろいろな清掃班ですとか、いろいろな現場のみに携わっている方もいらっしゃいます。

ここでお聞きしたいのは、そういう方々の意見、要望あるいは観光客からの意見、要望などをどのように吸い上げて、自然環境管理公社の発展につなげているかといいますか、そういうシステム的なものがあるならば、お聞きしたいと思っておりますし、その辺についての村当局のお考えでも結構ですし、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 村長という立場で、私は理事長という立場も仰せつかっておまして、毎年この管理公社の職員等に話をすることが一、二回ございます。その中で、第1点は、管理公社は村の村職員とは別でありますけれども、外部の人から見れば村の職員と同じように考えて見られるの

で、その点きちんとしてやっていただきたい。

それから2番目に、少ないメンバー、人数でありますので、常に突発的な、あるいは大きな仕事であったら、それをチームなどで解決、対処していただきたい。また、職場の人の異動も庁舎のように頻繁でございません。人事の異動です。そういうようなことでありますので、職員の中の融和、コミュニティ、その辺も大事にしてほしいというような話を職員にいたしているところであります。以上です。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

自然環境管理公社の理事というお立場からですが、今後とも実は昨年私はある観光施設に行きましたら、なかなか現場の声を吸い上げてくれないというお話をその現場で働いている人から聞きました。それは、たった一人の方ですので、公社全体がそうだとはいえませんが、その人たちは一番観光客と接する方ですし、一番印象、観光客に対する印象も一番濃く残る方々だと思います。ぜひとも、今後ともそういう観光客に対する改善点などの提案などがございましたら、また自分たちの環境面というんですか、待遇面の改善など、風通しのよい労働環境に向けて、なお一層ご指導いただければと思います。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。今村長、伊藤議員の答弁の中にちらっと話したんですけども、職場内の人間関係、これはやっぱり小規模のために長くいる人がもうなれ合いでそのままずっと頭に立ってしまう。そんな関係上、何か人間関係の問題で俺、村長のところに二、三回、2年前ぐらいとお邪魔したことあるんですけども、要は、人間関係の問題で、またことしの春もそういう問題が発生して、理事長である村長の耳にも入っていると思うんですけども、村長はそれは全然把握していなかったと、耳に入っていなかったと本人の話だったんですけども、理事長である村長はどの辺までそういう人間関係とか、それから管理公社の内情について入り込んでいるとか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 人事管理は、職場の中で、あるいはグループの中で大変重要なことであります。ただいま伝議員がご指摘のようなことで、理事の皆さん方からご指摘をいただいたことがあります。

3月末で専務理事が辞任したいと申し出て、理事長はそれを許可いたしました。新しい専務理事を先月の末にお願いして、今勤務についているところでありまして、その話を私も新しい専務理事に伝えて、その以前のことを伝えたところであります。以上です。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） ぜひ今後も理事長の目配り、気配りを管理公社に向けてもらいたい。そういうふうをお願いします。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。
これで報告を終わります。

日程第6、報告第5号 株式会社 パワープラント関川の経営状況報告について

○議長（近 良平君） 日程第6、報告第5号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告についてを議題とします。

村長の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 報告第5号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告についてであります。

これも報告第4号と同じく、株式会社パワープラント関川に関する経営状況の報告であります。会社から提出されました関係書類をもってご報告するものであります。

ご承知のように、株式会社パワープラント関川は、現実的にまだ本格的な活動に至っておりませんで、その準備段階の状況のものであります。村からの出資も貸付金も前年度にご報告いたしました内容と同じでありまして、現在は会社自身の借入金によって賄っている状況であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（近 良平君） これで説明を終わります。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

我々これ見せてもらったんですけども、今村長からご報告のとおり、村から3,000万円、あと資本金として600万円と、そのほかに今常時2名従業員がいるわけですね。これ見ると、もうとにかく三角印、そういうことで、これを見て我々がどうのこうのというより、村はこれを見てどう思うか。村長の考えを聞きたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 先ほどのご質問でもありましたように、一時も早く送金を実現していただきまして、その人たちどんなふうに入件費を払っているか、私も存じ上げておりませんが、正常になるように早くそれを実現できるようにということを念願いたしております。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） 村長、ちょっと甘い話、念願というより、もうちょっとやっぱりこれを見て

心配しているのか、そういう話は全然村としては出てきませんか。これも4年も5年も前から(株)パワープラント関川(以下、パワープラントという。)立ち上げてやっているんですけども、あそこにいる従業員もかわいそうだと思いますね。批判受けてばかりなんです。要は、その仕事の内容わからない人が批判するのであって、我々もパワープラントに勤めている従業員の仕事内容はわかりません。

そんな中で、またきょうも行った。またきょうも行っていると。何しているのかと。そういうふうな批判がどんどん入ってくるわけですね。

早急にやっぱりしてもらわないといけないと思いますし、この決算見て、村もちょっと心配したほうがいいんじゃないかなと思いますけれども。

○議長(近 良平君) 村長。

○村長(平田大六君) 現在おります職員2人いるというのも存じ上げておりますし、その人も存じ上げております。その職員も現在今アメリカからの送金の状況を切迫している状況は、私どもと同じに、職員として情報を共有いたしておるわけでありませう。

そんなことで、先ほども申し上げましたように、私どももパワープラントの社長を通じてアメリカのほうへ送金の要望、そういうものを伝えてもらっているところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長(近 良平君) 伊藤さん。

○2番(伊藤敏哉君) 第4期の報告書の中から2点ほど承知している範囲で結構ですので、お聞かせいただきたいと思ひます。

まず、9ページの貸借対照表の左側、資産の部、流動資産の中で2つ目に短期貸付金というのが100万円上がっておりまして、欄外の2段目にその説明がございます。本来外注費の前払い費用という性質を持つが、当社費用とせず、委託先への貸し付けという形をとり、リスクを回避したものとございます。これは何か業務を委託されたんだと思ひますけれども、その業務の中身についてお聞かせ願ひたいというのが1点。

それから、もう1枚めくっていただきますと、損益計算書がございまして、一番上に売上高74万9,000円、これも欄外に当記については本業以外の外注請け負いが生じ、その他売り上げとして75万円の計上となったとございます。これは、何を売り上げたものなのかということと、合わせて2点願ひできればと思ひます。

○議長(近 良平君) 村長、どうぞ。

○村長(平田大六君) 私もこの報告を受けて、皆さん方にそれを開示しただけでありますので、この今のご質問のことにつきましては、私も存じ上げておりませう。

担当課長わかる……、担当課長も今のご質問の中身についてわからないと言っておりますので、

申しわけございません。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） 詳細な中身でしたので、お答えいただけないということでしたけれども、やはり我々議員に事前にこういうふうに報告をいただくわけでありますので、やはりある程度の、余り突っ込んだ詳細な部分をご理解いただけていないとしても、特にこれからバイオマスに取り組まれる会社でありますので、何かそれに関する委託したのかなとか、あるいは売上高であれば、何かストックしておいた材木をとりあえず販売したとか、そういうようなことなのかと私は勝手に想像するわけでして、それらのことは、今後そんな細かい質問して村当局を困らせるつもりはございませんので、ある程度の皆さんこういうところは注目するんじゃないだろうかという部分については、一定の下調べなどいただければ、今後ありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただ今のご質問の中身は、永井社長にお伝えしておきます。

○議長（近 良平君） ほかの方。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第7、議案第37号 関川村税条例の一部を改正する条例

日程第8、議案第38号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第7、議案第37号 関川村税条例の一部を改正する条例及び日程第8、議案第38号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第37号 関川村税条例の一部を改正する条例、議案第38号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。いずれも条例の改正でありますので、それぞれ担当課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（田村久美子君） 最初に、議案第37号 関川村税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法などの一部改正に伴い、村の条例を改正するものです。

村に係する主なものとして、最初に、14ページをお開きください。

附則第7条の肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

次に、20ページをお開きください。

附則第15条で軽自動車税におけるグリーン化特例、経過について適用期限を2年間延長するものです。

また、次のページ、21ページの附則第15条の2では、軽自動車税の賦課徴収の特例について項規定の新設に伴い新設するものです。これは、昨年一部の自動車メーカーが燃費性能を偽った不正を受けて、燃費不正が生じた場合の納税義務者の特例などの措置を講ずるものです。

以上、特に村に直接関係のないところは割愛させていただきます。以上です。

続いて、議案第38号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、村の条例を改正するものです。

お配りしました緑色の紙、こちらです。低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しをごらんください。ちょうど真ん中あたりに点線で囲まれた部分が今回の改正になります。減額の基準について、5割軽減の対象となる世帯、現行「26万5,000円」を「27万円」に、2割軽減の対象となる世帯「48万円」を「49万円」に引き上げるものです。

控除額の引き上げにより、軽減対象者の拡大を図るものです。

なお、新旧対照表の1ページ目をごらんいただきますと、下線が引かれた字句があるんですが、これは号中の桁ずれを修正するものです。以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。初めに、議案第37号 関川村税条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっています議案第37号は、議会規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を許します。

質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) この所得軽減の割合なんですけれども、5割軽減基準額が5,000円、それから2割軽減基準額が1万円上がったと。そういうことで、わずかな金額しか上がっていないわけですね。これで関川村でこのぐらい上がって、どのぐらい対象者がいますか。やるならもっとどんと上げるとか……。

○議長(近 良平君) 税務会計課長。

○税務会計課長(田村久美子君) 特に人数は把握しておりません。

1万円というところは、国の基準によって上げたものなので。

○議長(近 良平君) 9番。

○9番(伝 信男君) 国の基準はいいですけれども、要は、それだけの金上がったところで余り低所得者の税率の軽減には余らないと思うんですけれども、そういうつもりで、今質問させていただきました。

○議長(近 良平君) ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

休憩します。14時15分まで休憩します。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第9、議案第39号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第9、議案第39号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第39号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第1号）についてであります。

村の財政の根幹をなす財源であります地方交付税の本算定結果は、7月末に明らかにされることから、繰越金を財源に必要最小限の内容で予算編成をしております。詳細は、総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第39号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ2,800万円を増額して49億4,100万円にするものでございます。

初めに、歳出につきましてご説明いたします。

なお、歳出の各款項の給料、職員手当と共済費につきましては、人事異動並びに昇給に伴う増減でございます。参考までに24ページちょっと見ていただきたいんですけども、こちらのほうに詳細はございます。1点だけ、ここの職員の数、職員数が1名減というふうになってございますが、これにつきましては、再任用を予定していた者が急遽辞退ということによる減でございます。

それでは、11ページのほうお聞きください。

2款1項1目13節情報システム管理費委託料は、個人番号カード関連事務の委託料で、社会保障、税番号システム整備補助事業費の増に伴うものでございます。

7目の地域振興費、旅費につきましては、地域おこし協力隊事業として、先進地施設研修等の参加費を計上したものでございます。

役務費につきましては、火災保険料、そして使用料及び賃借料につきましては、こちらのほうにつきましても地域おこし協力隊の新規募集に伴う予算計上でございます。

15節工事請負費、鮎谷農村公園のトイレ、こちらのほう、4月18日の強風で壊れたということで、

上川口の農村公園にありますトイレを撤去の予定でございまして、そちらのほうを鮎谷のほうに移すということでの工事費の計上でございます。

それから、19節負担金補助及び交付金は、コミュニティ助成事業として、下関自治会に大輪の修理費として250万円、スクラム九ヶ谷、九ヶ谷地区ふるさと会館にエアコン3台の新設、これに係る補助金190万円を計上したものでございます。財源につきましては、宝くじ助成金で10分の10の補助となっております。

14ページをお開きください。

3款1項3目17節福祉センター土地購入費10万円につきましては、教育事業との面積調整の結果によるもので、後ほど説明ありますけれども、教育費、22ページの9款4項2目17節の土地購入費で10万円の減ということで調整をさせてもらったものでございます。

その下の民生費の物件補償費は、社会福祉センター建設予定地内の電力柱とNTT柱各1本の移転補償費であります。

15ページをお開きください。

4款1項4目の扶助費、養育医療費助成事業費の医療給付費70万円は、未熟児入院治療の医療費助成の受給対象者が1名該当になったということに伴うものでございます。

16ページをごらんください。

5款1項3目農林水産業総合振興事業補助金は、農業法人の設備を補助するものであります。3つの団体から補助の申請があり、そちらのほうの補助の額でございます。

細目9の経営体育成支援事業は、地区の中核となる個人に補助するもので、4人の個人につきまして補助を行うものでございます。主には、機械・設備の補助で、補助率は30%です。

17ページをお開きください。

2項2目森林山村多面的機能発揮対策交付金、こちらのほうは新規事業ということで、里山林保全竹林整備教育研修活動資機材設備施設の整備などの事業に対する補助で、国が75%、村が25%の負担割で、国の75%分につきましては、県の協議会のほうから直接活動組織のほうに交付されるというものでございます。

19ページをごらんください。

7款3項2目急傾斜地崩壊防止工事負担金、これにつきましては、南赤谷地区の急傾斜地崩壊防止工事の事業費増に伴う村負担金です。なお、村の負担割合は20%です。

5項修繕費は、村営住宅の退去に伴う修繕と上関住宅給湯ボイラーが故障したということで、これを修理するものでございます。

20ページをごらんください。

9款1項2目9節職員普通旅費は、村教研主催事業としてICT先進地視察研修、こちらのほう

に職員2名随行並びに関中の柔道部大会出場時の運転員の旅費を計上したものでございます。

21ページをごらんください。

3項1目学校管理業務委託料は、当初再任用職員の勤務時間制限による不足分を委託料で賄う予定でありましたが、実際には正職員を配属したということで不要になり、減額を行ったものでございます。

続きまして、戻りまして、歳入のほう……、済みません。訂正をお願いいたします。16ページ、先ほど説明しました3目農業振興費の負担金補助及び交付金、こちらのほうの財源、一般財源1,491万3,000円となっておりますが、これは国・県の支出金になりますので、この額につきましては、こちら一般財源のほう削除していただきまして、同額を国・県支出金、特定財源のほうの国・県支出金のほうに計上をお願いしたいと思います。大変失礼しました。

それでは次に、歳入につきましてご説明申し上げます。7ページをごらんください。

11款1項2目療育医療患者一部負担金は、患者に負担をいただくもので、受給対象者1名分の不足分を補正するものでございます。

13款1項2目療育医療国庫負担金は、患者の一部負担金控除後の額の2分の1を、そして次のページの8ページになりますけれども、こちらの14款1項3目療育医療費県負担金は、患者の一部負担金控除後の額の4分の1の不足分を計上したものでございます。

13款2項1目、ちょっと戻りますけれども、総務費国庫補助金、社会保障税番号制度システム整備国庫補助金につきましては、こちらに書いたとおりでございます。

それから、14款2項4目農林水産業総合振興事業県補助金、これは先ほど皆さん方に移していただきました農業法人の機械購入費の補助金並びに経営体育成支援事業補助金として個人への機械購入等の補助金でございます。その県の補助金でございます。

続きまして、18款1項1目繰越金、これにつきましては、村長のほうからお話ありましたとおり、今回の補正の財源とするものでございます。

9ページをごらんください。

19款6項2目コミュニティ助成事業交付金、これにつきましては、先ほど支出のほうでお話ししました宝くじ助成財団からの下関自治会並びにスクラム九ヶ谷への交付金ということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

議案第39号について質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により産業建設常任委員会へ付託します。

日程第10、議案第40号 関川村社会福祉センター建設（建築本体）工事請負契約の締結について

○議長（近 良平君） 日程第10、議案第40号 関川村社会福祉センター建設（建築本体）工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第40号 関川村社会福祉センター建設（建築本体）工事請負契約の締結についてであります。

建物の名称は公募することにしておりますが、仮の名前、（仮称）関川村社会福祉センターの新築について、去る6月2日に指名競争入札を執行し、最低額の落札者と仮契約を締結いたしております。

関川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものであります。

なお、入札に当たり、指名いたしました業者は、株式会社渡辺組、株式会社丸弥組、鈴木土建株式会社、株式会社石山建設、株式会社大藤組の5社であります。

落札した株式会社渡辺組の応札額は、予定価格に対する落札率98.6%でありました。

また、議案にはなりません、機械と電気の工事につきましては、加賀屋電気が落札し、契約をいたしました。詳細は、議案書に付してありますので、よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、平田さん。

○10番（平田 広君） この契約金額であれのでしょうか。外構工事とか、駐車場の舗装等も含まれての金額なんですか。それともそれはまた別になるのでしょうか。

○議長（近 良平君） 建設課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） このたびの入札については、本体工事のみでございます。外構工事は追って外構工事とそれから車庫等の工事を別途発注の予定です。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（近 良平君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

現在村には3人の方々が法務大臣から人権擁護委員を委嘱されておりますが、そのうち石山キン委員の任期が12月末で満了いたします。引き続き法務大臣に推薦したいというもので、議会のご意見を求めるものであります。

石山さんの略歴は、資料としてつけてありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑と採決を行います。諮問第1号について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定しました。

日程第12、発委案第1号 関川村議会の会期等に関する条例の制定について

日程第13、発委案第2号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（近 良平君） 日程第12、発委案第1号 関川村議会の会期等に関する条例の制定について及び日程第13、発委案第2号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。提案者、議会運営委員長、伝 信男さん。

○議会運営委員長（伝 信男君） それでは、発委案第1号の趣旨説明を申し上げます。

関川村議会の会期等に関する条例の制定について、趣旨を申し上げます。

地方自治法第102条の第1項の規定に基づき、関川村議会の会期を8月1日から翌年の当該日の前日までとし、通年会期とするものです。

また、定期的に会議を開く日（以下、定例日という）を第2条に定めるものです。

通年会期制の実施に当たり、詳細は別添の関川村議会通年会期実施規定に定めるものです。

また、関川村議会定例会の召集回数を定める条例及び関川村議会定例会召集期日指定は廃止するものです。以上です。

続いて、関川村議会会議規則の一部を改正する規則、趣旨を申し上げます。

地方自治法第102条第1項の規定に基づく議会通年会期制導入に伴い、議会会議規則の一部を改正するものであります。

内容については、全員協議会等で説明してありますし、ここへ皆さんの手元に配付されておりであります。以上です。

○議長（近 良平君） これより提出者に対する質疑を行います。

初めに、発委案第1号 関川村議会の会期等に関する条例の制定について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 次に、発委案第2号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

提出者、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

初めに、発委案第1号 関川村議会の会期等に関する条例の制定について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委案第2号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第2号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議員派遣について

○議長(近 良平君) 日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は6月14日水曜日、午後3時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

午後2時37分 散 会